東部地域振興ふれあい拠点施設　創業支援ルーム利用者募集要項

指定管理者：株式会社コンベンションリンケージ

「東部ふれあい拠点」では、これから起業を考えている方や創業間もない方、新たな事業展開をお考えの中小企業の方を対象に、創業支援ルームの利用者を随時募集しています。

1. 施設の所在地及び名称

所在地：埼玉県春日部市南1丁目1番7号（東武線春日部駅西口より徒歩4分）

名　称：東部地域振興ふれあい拠点施設

2. 施設の概要

「東部ふれあい拠点」は、埼玉県と春日部市の共同事業として、産業の振興と地域住民の活動、交流を促進するための複合拠点施設です。

施設整備にあたっては、省CO_2の最先端モデルとしてこれからの公共施設を先導し、緑と人がふれあい、魅力的なまちづくりのシンボルとなる施設を目指しています。

	施設内容
6F	春日部市保健センター
5F	創業支援ルーム　商工団体事務所　パスポートセンター春日部支所
4F	春日部市市民活動センター
3F	コンベンションホール（上部）　環境ギャラリー
2F	コンベンションホール（上部）　交流スペース
1F	コンベンションホール　ホワイエ　屋外広場　駐車場

3. 創業支援ルームの概要

(1)5F レイアウト

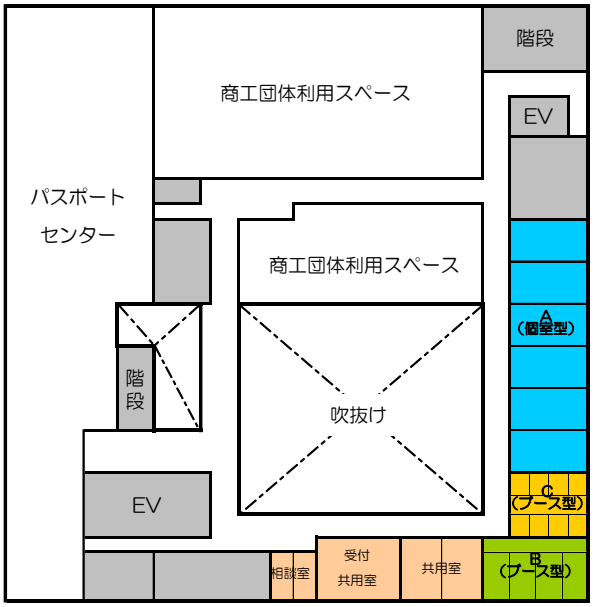

■A 個室

⇒個室型：6室

■C ブース（パーテーションなし）

⇒ブース型：8ブース

■B ブース（パーテーションあり）

⇒ブース型：4ブース

■受付

平日 9：00～17：30

受付スタッフが常駐

■共用会議室・相談室

平日 9：00～17：00

(2)各室概要

タイプ	A(個室型)	B(ブース型) パーテーションあり	C(ブース型) パーテーションなし
貸付面積	24.95㎡	12.85㎡ (※1)	5.07㎡ (※1)
天井高	2.6m		
床耐荷重	3,000N／㎡(ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ)		
コンセント(容量)	15A×2	15A×1	15A×1 (2ブースで共有)
コンセント(箇所数)	壁 2 箇所、床 2 箇所	壁 3 箇所	壁 2 箇所
通信回線	・電話回線1回線 (通線及びプロバイダー契約に基づく費用は入居者負担)		
テレビ用アウトレット	1箇所	1箇所(※2)	1箇所(※2)
その他設備	＊備品なし	机、椅子、ロッカー	
	入退室管理(電気錠)・空調		
共用部	会議室、相談室、情報コーナー(新聞、ビジネス誌、中小企業支援情報誌等)、コピー機、メールボックス、給湯室、駐車場		
貸出数	6室	4 ブース	8ブース
初年度賃料月額(※3)	54,890円	28,260円	11,150円

(※1)ブース以外の室内共用スペース面積を含む。

(※2)タイプB,Cは共用のテレビ用アウトレットがあり、分配に係る費用は入居者負担。

(※3)入居年次に応じて徐々に増加していく「逓増料金制」です。施設内を転居した場合は賃料月額の算定基準は通算入居期間とします(詳細は(3)利用料金を参照)。また光熱水費、電話料金は別途入居者負担です。

- 各室とも年中無休 24 時間ご利用いただけます。
  (共用会議室、相談室は平日 9:00～17:00、創業支援ルーム受付は平日 9:00～17:30)
- 共用会議室、相談室は入居者の方であればどなたでも無料で使える打合せスペースです。受付で利用予約を承ります。
- 入居期間は3年が原則です。ただし、1 年毎の更新審査があり、必要性に応じて最長5年まで入居できます。
- 上記入居期間内での入居場所の変更ができます。入居期間は場所の変更後も通算して計算されます。
- 電話利用契約、インターネット・プロバイダー契約等は利用者が行ってください。

（3）利用料金

施設名	賃料月額（円）				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
A（個室型）	54,890	59,880	64,870	69,860	74,850
B（ブース型）	28,260	30,830	33,400	35,970	38,540
C（ブース型）	11,150	12,170	13,180	14,200	15,210

- 上記のほか、電気利用料の実費をいただきます。
- 利用開始日、終了日が月の途中となる場合は日割り計算で料金を精算します。
- 希望者には指定駐車場を1台分貸し出します。（月極15,000円）

（4）創業支援サービス

インキュベーションマネージャー（IM）と受付スタッフ各1名が常駐し、入居者からの相談にお応えするほか、来客のお取り次ぎや事務サービスを行います。

① 経営相談（定期的にIMが面談し、必要な施策を共に探ります）
② 経営セミナー、起業家交流会等自主イベントの開催
③ 事務機器レンタル、名刺・ポスター等印刷物の制作、WEBページの制作（有料）
④ コピー・FAXの取り扱いサービス（有料）、宅配便の取り次ぎ

4. 募集対象

本県地域経済の活性化に資すると認められ、（1）、（2）のいずれかと（3）～（5）のすべてに該当する方（個人・法人は問いません）

（1）これから創業しようとする方又は創業の日以後5年を経過していない方
（2）新たな事業分野へ進出しようとする中小企業者
（3）経営に必要な資力及び信用があり、かつ、利用料金等の支払い能力がある方
（4）国税、地方税の滞納がない方
（5）入居後は本施設を主たる事業所とし、本施設を退去後も埼玉県内で事業活動を行う意思がある方

5. 入居選考

書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）による選考とします。

入居者の選考は、以下の基準により行います。

（1）自己の事業計画を有しており、計画性、実現性、発展性、独創性、地域貢献性、等があるか
（2）県として支援する意義のある事業であり、かつ、県の支援を必要としているか

6. 随時募集にともなう入居保留（プール）制度

入居募集は随時実施しています。そのため、書類および面接選考で入居が妥当と認められた方であっても、空室がないためすぐに入居していただけない場合があります。そのために、ご確認の上入居希望がある方については待機していただき、空室が出た時点で入居を可とする「入居保留（プール）制度」があります。

（1）空室情報についてはホームページで随時開示するとともに、申請時にお知らせします。ご確認いただいたうえで申請していただきます。

(2)審査のうえ入居妥当と認められたものの空室がない場合、入居手続きは保留(プール)とし、空室が出た時点でご連絡します。入居の意思がある場合に入居許可とし、入居手続きを行っていただきます。
(3)上記により入居保留となった方が複数存在する場合、空室があっても入居できない場合がありますのでご了承ください。
(4)入居保留(プール)には原則期限はありませんが、各年度末(3月末)に入居意思を確認し、入居意思のない方については入居保留(プール)から抹消します。この場合、後に入居希望があった場合は新たに申請していただき、あらためて通常の審査を実施します。

7. 入居制限

施設の管理上、次の行為を行う方は入居することができません。
(1)公序良俗に反する行為を行うこと
(2)排水、排気、廃液、騒音、振動、悪臭、電波障害等を施設内で発生させること
(3)有害な生物、化学物質等を施設内に持ち込むこと
(4)施設に損傷を与える恐れのある重量物、危険物等を持ち込むこと
(5)小売業の店舗など、不特定多数の者が出入りする形態の事業を行うこと
(6)販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業を中心に行うこと
(7)既存の会社の支店及び営業所等としての利用すること
(8)その他、施設の利用者及び入居者に迷惑を及ぼす恐れがある行為をすること

8. 応募手続き

(1)提出書類

【利用者が個人の場合】

① 申請者の概要、業務の内容、経営の方針等を記載した事業計画書(書式は当施設ホームページよりダウンロード可)
② 確認書(書式は当施設ホームページよりダウンロード可)

【利用者が法人の場合】

① 申請者の概要、法人の概要、業務の内容、経営の方針等を記載した事業計画書(書式は当施設ホームページよりダウンロード可)
② 確認書(書式は当施設ホームページよりダウンロード可)

(2)書類提出先

原則として下記窓口に書類を持参してください。ただし、やむ得ない場合は郵送も受け付けます。

〒344－0064 埼玉県春日部市南1－1－7
「東部地域振興ふれあい拠点施設」5F 創業支援ルーム 宛

(3)書類選考に合格された方は約 30 分間の面接審査を行います。日時は応募者の希望も考慮して決定します。

(4)お問い合わせ

東部地域振興ふれあい拠点施設　創業支援ルーム
電話：050-3353-5334（直通）　FAX：048－734－3006
メール：incu@kasukabehall.jp
ホームページ：http://kasukabehall.jp/